

自分らしく
生きられる社会を

人にまちに、バリアフリー！

福井市議会議員

たかだ
高田としひろ

令和7年 No.6 春号

NEWS

市政報告

12月定例会一般質問

趣旨

重度障がい者に対するタクシー利用助成券の利用率が、坂井市などに比べて2割も低いが、このままで良いのか。

データ

タクシー利用助成券の利用率
令和5年度 福井市 37.6%
坂井市 59.6%
越前市 56.9%

質問

本市のタクシー利用助成券の利用率が、坂井市・越前市より2割も低い理由は？

回答

本市においては、約4割の方が、一枚も使用しないことが利用率を低くする一因となる一方で、他市においては、1回の乗車につき、複数枚の助成券を利用できることが、利用率を高くする一因となるものと考えられます。

参考

鯖江市では、令和6年度から坂井市や越前市のように、1回の乗車につき、複数枚のタクシー利用助成券が利用できるように変更されました。

趣旨

身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度の難聴児・者への、補聴器購入費等の補助対象者を増やして欲しい。

質問

福井市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業の対象年齢を、18歳に達する日以後の最初の3月31日までから、若者も含めた25歳や30歳などまで引き上げては？

回答

対象年齢を超えても補聴器の必要性に変わりはないと考えておりますが、自立した大人となるための発達段階である、おおむね18歳頃までに補聴器を利用することで、より高い効果が得られるものと思われるため、対象年齢の引き上げは考えておりません。

参考

こども基本法では、“こども”を「18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、心と身体の発達の過程にある人」としております。

趣旨

福井市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業は、予算がなくなったら助成してもらえなくなるのか、心配。

【広報さばえ・令和6年3月号】

注目情報
PICK UP INFORMATION



令和6年度から、より利用しやすくなります

福祉タクシー料金の助成方法が変わります

障害者手帳を持っている人で、一定の条件を満たす場合にタクシー利用料金の一部を助成します。該当する人は申請してください。本人が申請できない場合は家族または代理人が代わりに申請できます。

対象

次のいずれかに該当する人
・身体障害者手帳1級所持者
・身体障害者手帳2級所持者のうち、視覚障害または肢体不自由者
・療育手帳所持者
・精神障害者保健福祉手帳1級または2級所持者
※施設に入所している人や障がい者本人が自動車を所有し運転できる場合を除きます。
※市要介護高齢者タクシー乗車券が交付されている人は申請できません。



変更点

	助成額（助成券1枚につき）	助成券の枚数	利用方法
新	500円	45枚	乗車1回につき6枚まで
旧	初乗り運賃相当額	36枚	乗車1回につき1枚限り

質問

福井市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業要綱には、「市長が予算の範囲内において助成し」とありますが、予算の範囲内というのは補正予算後の範囲内のこと？

回答

本市では、一人でも多くの補聴器購入費の助成を行えるように、当初予算の枠を超える申請があった場合は、補正予算等によって予算を確保し、その範囲内で事業を実施しております。

については、更に、安全の確保、コミュニケーション手段の確認などを行い、安心して授業参観や学校行事に参加できるよう配慮しております。

趣旨

高齢者に対して、本市のホームページに、認知症の早期発見・予防に関する取組のサイトの中で、認知症予防のポイントとして、「難聴がある場合は、早期に受診し、補聴器を利用するなどして聞こえ方のケアをしましょう」とあります（令和6年12月）。

質問

軽度・中等度の難聴の高齢者へ、補聴器購入費の助成をしては？

回答

難聴のある高齢者が、補聴器を利用することで、認知症予防や社会参加の促進につながるものと思われますが、今のところ、軽度・中等度難聴の高齢者を対象とする本市独自の、助成制度の創設は考えておりません。なお、令和6年11月、全国市長会は国に対し、補聴器購入に対する補助制度を創設することなど、提言を行っており、国の動向を注視してまいります。

参考

富山県の小矢部市や黒部市、滑川市では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴の高齢者を対象に、聴力低下による認知症やフレイルを予防するとともに、生きがいづくりと社会参加の促進を支援するため、市独自で補聴器購入費の助成をしております。

趣旨

令和6年度から、障害者差別解消法が義務化されたが、学校における、障がいのある保護者に対する合理的配慮は、どうなっている。

質問

児童・生徒の保護者が、車いすや視覚・聴覚障がい者などの場合、合理的配慮はどのようにされていますでしょうか？

回答

教職員に声をかけていただき、保護者とどのような配慮が必要かを相談の上で、対応しております。視覚や聴覚に障がいのある保護者

趣旨

学校の新築や大規模改修に当たっては、バリアフリー法や福井県福祉のまちづくり条例に基づき、エレベーターが設置されるなど、バリアフリー化されますが、地域住民の意見を反映して欲しい。

質問

災害時、地域の避難所になることを考えると、地域で暮らす、障がい者や高齢者の意見を、新築や大規模改修に反映させる仕組みづくりが必要では？

回答

学校は地域の拠点であることから、今後、新築や大規模改修等に当たっては、地域の意見等をしっかりと伺いながら進めてまいりたいと考えております。

趣旨

令和7年度から義務化される、障がい者のグループホームの「地域連携推進会議」に、本市が深く関わって欲しい。

質問

福井市障がい者福祉基本計画の現場を、本市の職員がグループホーム、利用者、地域を通して把握できる、地域連携推進会議に参画することは有意義では？

回答

本市の職員が会議に関わることは、利用者や事業所を取り巻く地域の実情を知る、有意義な機会であると考えており、可能な範囲での参画に努めてまいります。

背景

中核市である本市は、障害福祉サービス・グループホームの指定を行い、さらに利用者の支給決定権者でもあるため、大きな責任があります。

たかだ
高田としひろ **CONTACT**



みなさまからのお声やお困りごとを
お聞かせください。

☎ 事務所

〒918-8015
福井市花堂南 1 丁目 3-24
【携帯電話】 090-8092-7321
【Tel/Fax】 0776-34-2075
【メール】 taka-18@mx5.fctv.ne.jp

WEBで情報発信しています
ぜひご覧ください



ホームページ



Instagram



市民クラブ
高田 稔浩 議員